

○町田市子ども・子育て会議部会委員および、外部出席者の報償費に関する基準

令和5年4月1日

適用

第1 この基準は町田市子ども・子育て会議部会委員および、外部出席者の報償費について定めることを目的とする。

第2 この基準の対象となる町田市子ども・子育て会議部会委員は、町田市子ども・子育て会議運営規則第5条第2項に規定する者のうち市長が委嘱する者とする。

第3 外部出席者とは、町田市子ども・子育て会議運営規則第5条第1項に規定する部会の開催する会議において、その必要性を認められ出席した、子ども・子育て会議委員および、町田市子ども・子育て会議運営規則第5条第2項に規定する者のうち市長が委嘱する者以外の者とする。

第4 第2に規定する、町田市子ども・子育て会議部会委員の報償費は、別表第1の金額とする。

第5 第3に規定する、外部出席者の報償費は別表第2の金額を上限とし、支払うことができる。

第6 報償費は、町田市子ども・子育て会議運営規則第5条に規定する部会への出席に応じて第4または第5に規定する額を、その都度、もしくは取りまとめて支払うものとする。

別表第1 第4 関係

名称	報償額
町田市子ども・子育て会議運営規則第5条に規定する部会の開催する	(1) 学識経験者 日額 21,700円
	(2) その他委員 日額 10,000円

会議における、部会委員 の報償費	
---------------------	--

別表第2 第5 関係

名称	報償額
町田市子ども・子育て会 議運営規則第5条に規 定する部会における、外 部出席者の報償費	(1) 学識経験者 日額 21,700円
	(2) その他委員 日額 10,000円

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。